

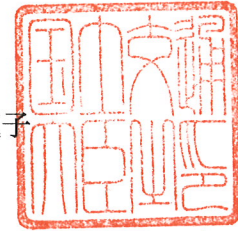


認定書

国住指第 3569 号
平成 14 年 5 月 22 日

三和シャッター工業株式会社
代表取締役 高山俊隆 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の 2 のロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-9439
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
網入板ガラス重入アルミニウム合金製よろい窓
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り